



発行 新潟県

第 28 号

平成31年4月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 415 保安林の指定解除（治山課）
- 416 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 417 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 418 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 419 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 420 道路の区域変更（道路管理課）
- 421 道路の供用開始（道路管理課）
- 422 道路の区域変更（道路管理課）
- 423 道路の供用開始（道路管理課）
- 424 道路の区域変更（道路管理課）
- 425 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 行政文書及び公文書の公開の実施状況（法務文書課）
- 個人情報保護の運用状況（法務文書課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

公安委員会告示

- 45 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年4月9日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県上越市大字夷浜字高ヶ濱96の3、97の4、98の2、99の3
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営藤

崎地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成31年4月10日から平成31年5月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営東中地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成31年4月10日から平成31年5月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新発田市及び北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営中曽根地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月10日から平成31年5月15日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所及び北蒲原郡聖籠町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|------|-------------------------------|------|------------|
| 大島下郷 | 農業用排水施設整備事業（基幹水利施設ストックマネジメント） | 三条市 | 平成31年3月22日 |

◎新潟県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒又山大栃山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|------|--------------|----------|
| 魚沼市大栃山字横沢1334番64から | 新 | 7.0～29.0メートル | 44.0メートル |
| 同市大栃山字横沢1334番64まで | 旧 | 7.0～12.0メートル | 44.0メートル |

◎新潟県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 黒又山大栃山線
- 2 供用開始の区間
魚沼市大栃山字横沢1334番64から同市大栃山字横沢1334番64まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月9日

◎新潟県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒又山大栃山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|------|--------------|-----------|
| 魚沼市大栃山字横沢1334番65から | 新 | 7.0～29.0メートル | 128.3メートル |
| 同市大栃山字横沢1334番65まで | 旧 | 7.0～19.0メートル | 128.3メートル |

◎新潟県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 黒又山大栃山線
- 2 供用開始の区間
魚沼市大栃山字横沢1334番65から同市大栃山字横沢1334番65まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月9日

◎新潟県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------------------|------|-----------------|-----------|
| 佐渡市松ヶ崎字相間1663番1から 同市松ヶ崎字濱835番1まで | 新 | (A)8.0～23.0メートル | 178.3メートル |
| | | (B)8.2～23.0メートル | 178.0メートル |
| | 旧 | 8.0～23.0メートル | 178.3メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市松ヶ崎字相間1663番1から同市松ヶ崎字濱835番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月10日

公 告

行政文書及び公文書の公開の実施状況について（公告）

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第29条の規定及び附則第3項の規定によりなお効力を有するとされる新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）第19条の規定に基づく平成29年度における行政文書及び公文書の公開等の実施状況は、次のとおりである。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 行政文書及び公文書の公開請求等の状況

| 区 分 | 受 付 窓 口 | | 計 |
|------|----------|-----------|-------|
| | 行政情報センター | 地 域 機 関 等 | |
| 請 求 | 1,120 | 995 | 2,115 |
| 行政文書 | 1,116 | 995 | 2,111 |
| 公文書 | 4 | | 4 |

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 申出 | 14 | 6 | 20 |
| 計 | 1,134 | 1,001 | 2,135 |

2 行政文書及び公文書の公開決定の状況

| 区分 | 処 理 状 況 | | | | 取下げ等 | 計 |
|------|---------|------|-----|-------|------|-------|
| | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 不 存 在 | | |
| 請求 | 1,125 | 843 | 71 | 67 | 76 | 2,115 |
| 行政文書 | 1,125 | 843 | 70 | 67 | 73 | 2,111 |
| 公文書 | | | 1 | | 3 | 4 |
| 申出 | 9 | 1 | 3 | 3 | 7 | 20 |
| 計 | 1,134 | 844 | 74 | 70 | 83 | 2,135 |

3 行政文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

| 実施機関 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | 取下げ等 | |
|----------|----------|---------|------|-----|-------|------|----|
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 不 存 在 | | |
| 知事部局 | 知事政策局 | 2 | 1 | 1 | | | |
| | 総務管理部 | 82 | 35 | 41 | 2 | 1 | 4 |
| | 県民生活・環境部 | 24 | 8 | 15 | | | 1 |
| | 防災局 | 5 | 3 | 1 | 1 | 1 | |
| | 福祉保健部 | 291 | 198 | 40 | 37 | 37 | 16 |
| | 産業労働観光部 | 29 | 24 | 5 | | | |
| | 農林水産部 | 52 | 23 | 22 | 4 | 3 | 3 |
| | 農地部 | 13 | 9 | 3 | | | 1 |
| | 土木部 | 460 | 324 | 117 | | | 19 |
| | 交通政策局 | 13 | 6 | 5 | 1 | | 1 |
| | 出納局 | 1 | | 1 | | | |
| | 村上地域振興局 | 70 | 35 | 35 | | | |
| | 新発田地域振興局 | 80 | 39 | 40 | | | 1 |
| | 新潟地域振興局 | 140 | 93 | 44 | 2 | 2 | 1 |
| | 三条地域振興局 | 64 | 24 | 39 | 1 | 1 | |
| | 長岡地域振興局 | 91 | 48 | 41 | | | 2 |
| | 魚沼地域振興局 | 52 | 13 | 36 | 2 | 2 | 1 |
| | 南魚沼地域振興局 | 63 | 23 | 39 | | | 1 |
| | 十日町地域振興局 | 62 | 17 | 44 | 1 | 1 | |
| | 柏崎地域振興局 | 54 | 17 | 37 | | | |
| 上越地域振興局 | 89 | 40 | 47 | 2 | 2 | | |
| 糸魚川地域振興局 | 57 | 20 | 34 | 3 | 3 | | |
| 佐渡地域振興局 | 61 | 20 | 39 | 2 | 2 | | |
| 計 | 1,855 | 1,020 | 726 | 58 | 55 | 51 | |
| その他 | 議会 | 21 | 5 | 11 | 3 | 3 | 2 |
| | 企業局 | 14 | 12 | 2 | | | |
| | 病院局 | 21 | 7 | 9 | | | 5 |
| | 教育委員会 | 95 | 45 | 38 | 6 | 6 | 6 |
| | 選挙管理委員会 | 14 | 8 | 5 | | | 1 |
| 人事委員会 | | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----|----|----|----|
| 監査委員会 | 1 | 1 | | | | |
| 公安委員会 | | | | | | |
| 警察本部 | 88 | 27 | 50 | 3 | 3 | 8 |
| 労働委員会 | | | | | | |
| 収用委員会 | | | | | | |
| 新潟海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| 連合海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | | | | |
| 新潟県住宅供給公社 | | | | | | |
| 新潟県立大学 | 1 | | 1 | | | |
| 新潟県立看護大学 | 1 | | 1 | | | |
| 計 | 256 | 105 | 117 | 12 | 12 | 22 |
| 合計 | 2,111 | 1,125 | 843 | 70 | 67 | 73 |

4 公文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

| 実施機関 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | |
|----------|----------|---------|------|-------|-------|
| | | 公 開 | 部分公開 | 非 公 開 | 不 存 在 |
| 知 事 部 局 | 知事政策局 | | | | |
| | 総務管理部 | 1 | | 1 | |
| | 県民生活・環境部 | | | | |
| | 防災局 | | | | |
| | 福祉保健部 | | | | |
| | 産業労働観光部 | 1 | | | 1 |
| | 農林水産部 | | | | |
| | 農地部 | | | | |
| | 土木部 | | | | |
| | 交通政策局 | | | | |
| | 出納局 | | | | |
| | 村上地域振興局 | | | | |
| | 新発田地域振興局 | | | | |
| | 新潟地域振興局 | | | | |
| | 三条地域振興局 | | | | |
| | 長岡地域振興局 | | | | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | | | | |
| | 十日町地域振興局 | | | | |
| | 柏崎地域振興局 | | | | |
| 上越地域振興局 | | | | | |
| 糸魚川地域振興局 | | | | | |
| 佐渡地域振興局 | | | | | |
| 計 | 2 | | | 1 | 1 |
| そ の 他 | 企業局 | | | | |
| | 病院局 | | | | |
| | 教育委員会 | | | | |
| | 選挙管理委員会 | 2 | | | 2 |
| | 人事委員会 | | | | |
| 監査委員 | | | | | |

| | | | | | |
|-------------|---|--|---|--|---|
| 労働委員会 | | | | | |
| 収用委員会 | | | | | |
| 新潟海区漁業調整委員会 | | | | | |
| 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | |
| 連合海区漁業調整委員会 | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | | | |
| 計 | 2 | | | | 2 |
| 合計 | 4 | | 1 | | 3 |

5 公文書の公開申出の実施機関別内訳及び決定状況

| 実施機関 | 申出件数 | 処 理 状 況 | | | |
|-----------|-------------|---------|------|-------|------|
| | | 公 開 | 部分公開 | 非 公 開 | 取下げ等 |
| | | | | 不 存 在 | |
| 知 事 部 局 | 知事政策局 | | | | |
| | 総務管理部 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| | 県民生活・環境部 | | | | |
| | 防災局 | | | | |
| | 福祉保健部 | 9 | 6 | 2 | 2 |
| | 産業労働観光部 | | | | |
| | 農林水産部 | | | | |
| | 農地部 | | | | |
| | 土木部 | 2 | 1 | | 1 |
| | 交通政策局 | | | | |
| | 出納局 | | | | |
| | 村上地域振興局 | | | | |
| | 新発田地域振興局 | 2 | | 1 | 1 |
| | 新潟地域振興局 | 1 | | | 1 |
| | 三条地域振興局 | | | | |
| | 長岡地域振興局 | | | | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | | | | |
| | 十日町地域振興局 | | | | |
| 柏崎地域振興局 | | | | | |
| 上越地域振興局 | | | | | |
| 糸魚川地域振興局 | | | | | |
| 佐渡地域振興局 | | | | | |
| 計 | 17 | 9 | 1 | 3 | 4 |
| そ の 他 | 企業局 | | | | |
| | 病院局 | | | | |
| | 教育委員会 | 3 | | | 3 |
| | 選挙管理委員会 | | | | |
| | 人事委員会 | | | | |
| | 監査委員 | | | | |
| | 労働委員会 | | | | |
| | 収用委員会 | | | | |
| | 新潟海区漁業調整委員会 | | | | |
| | 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | |
| | 連合海区漁業調整委員会 | | | | |
| | 内水面漁場管理委員会 | | | | |
| 新潟県住宅供給公社 | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|----|---|---|---|---|---|
| 新潟県立大学 | | | | | | |
| 新潟県立看護大学 | | | | | | |
| 計 | 3 | | | | | 3 |
| 合計 | 20 | 9 | 1 | 3 | 3 | 7 |

6 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

| 不服申立件数 | | 決定・裁決状況 | | | | 取下げ | 検討中 |
|--------------|-----------|---------|------|----|----|-----|-----|
| 前年度からの審理継続件数 | 本年度不服申立件数 | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | | |
| 2 | 3 | | 1 | 1 | | 1 | 9 |

7 行政情報センター等における情報提供件数

| 区分 | 資料閲覧 | 相談・案内 | 合計 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 行政情報センター | 682 | | 682 |
| 県民サービスセンター等 | 963 | 146 | 1,109 |
| 計 | 1,645 | 146 | 1,791 |

個人情報保護の運用状況について（公告）

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第53条の規定に基づく平成29年度における保有個人情報の開示等の運用状況は、次のとおりである。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 個人情報取扱事務の登録件数（平成30年3月末日現在）

| 実施機関 | 登録件数 | 実施機関 | 登録件数 | | |
|---------|-----------|------|------|---------------|-----|
| 知事部局 | 知事政策局 | 47 | その他 | 議 会 | 23 |
| | 総務管理部 | 135 | | 企 業 局 | 26 |
| | 県民生活・環境部 | 248 | | 病 院 局 | 56 |
| | 防 災 局 | 50 | | 教 育 委 員 会 | 330 |
| | 福祉保健部 | 714 | | 選 挙 管 理 委 員 会 | 31 |
| | 産業労働観光部 | 103 | | 人 事 委 員 会 | 14 |
| | 農 林 水 産 部 | 381 | | 監 査 委 員 | 13 |
| | 農 地 部 | 62 | | 公 安 委 員 会 | 1 |
| | 土 木 部 | 239 | | 警 察 本 部 | 136 |
| | 交通政策局 | 41 | | 労 働 委 員 会 | 12 |
| | 出 納 局 | 23 | | 収 用 委 員 会 | 9 |
| | 村上地域振興局 | | | 新潟海区漁業調整委員会 | 8 |
| | 新発田地域振興局 | 5 | | 佐渡海区漁業調整委員会 | 7 |
| | 新潟地域振興局 | 10 | | 連合海区漁業調整委員会 | 6 |
| | 三条地域振興局 | 2 | | 内水面漁場管理委員会 | 6 |
| | 長岡地域振興局 | 2 | | | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | | | | |
| | 十日町地域振興局 | | | | |
| 柏崎地域振興局 | 4 | | | | |

| | | | |
|----------|-------|-------|-----|
| 上越地域振興局 | 4 | | |
| 糸魚川地域振興局 | | | |
| 佐渡地域振興局 | 6 | | |
| 計 | 2,076 | 計 | 678 |
| 合 | | 計 | |
| | | 2,754 | |

2 保有個人情報の開示請求等の状況（口頭による開示請求を除く。）

| 区分 | 受付窓口 | | 計 |
|--------|----------|-------|-----|
| | 行政情報センター | 地域機関等 | |
| 開示請求 | 107 | 13 | 120 |
| 訂正請求 | 1 | | 1 |
| 利用停止請求 | | | |
| 計 | 108 | 13 | 121 |

3 保有個人情報の開示請求等の実施機関別内訳及び処理状況

(1) 開示請求（口頭による開示請求を除く。）

| 実施機関 | 請求件数 | 処理状況 | | | |
|----------|----------|------|------|-----|------|
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 取下げ等 |
| 知事部局 | 知事政策局 | | | | |
| | 総務管理部 | 4 | 2 | 2 | |
| | 県民生活・環境部 | | | | |
| | 防災局 | | | | |
| | 福祉保健部 | 19 | | 19 | |
| | 産業労働観光部 | 2 | 2 | | |
| | 農林水産部 | | | | |
| | 農地部 | | | | |
| | 土木部 | 1 | 1 | | |
| | 交通政策局 | | | | |
| | 出納局 | | | | |
| | 村上地域振興局 | | | | |
| | 新発田地域振興局 | 2 | 1 | | 1 |
| | 新潟地域振興局 | 3 | 1 | 2 | |
| | 三条地域振興局 | | | | |
| | 長岡地域振興局 | 1 | | 1 | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | 2 | 1 | 1 | |
| | 十日町地域振興局 | 2 | | | 2 |
| | 柏崎地域振興局 | | | | |
| 上越地域振興局 | | | | | |
| 糸魚川地域振興局 | | | | | |
| 佐渡地域振興局 | | | | | |
| 計 | 36 | 8 | 25 | 3 | |
| その他 | 議会 | | | | |
| | 企業局 | | | | |
| | 病院局 | 1 | | 1 | |
| | 教育委員会 | 8 | 3 | 4 | 1 |
| | 選挙管理委員会 | | | | |
| 人事委員会 | 1 | 1 | | | |

| | | | | | |
|-------------|-----|----|----|---|---|
| 監査委員会 | | | | | |
| 公安委員会 | | | | | |
| 警察本部 | 74 | 7 | 57 | 5 | 5 |
| 労働委員会 | | | | | |
| 収用委員会 | | | | | |
| 新潟海区漁業調整委員会 | | | | | |
| 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | |
| 連合海区漁業調整委員会 | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | | | |
| 新潟県立大学 | | | | | |
| 新潟県立看護大学 | | | | | |
| 計 | 84 | 11 | 62 | 5 | 6 |
| 合計 | 120 | 19 | 87 | 8 | 6 |

(2) 口頭による開示請求の件数

| 実施機関 | 件数 |
|----------|-----|
| 知事 | 255 |
| 企業局 | |
| 病院局 | 60 |
| 教育委員会 | 22 |
| 人事委員会 | 234 |
| 議会 | |
| 新潟県立大学 | 72 |
| 新潟県立看護大学 | 28 |
| 合計 | 671 |

(3) 訂正請求

| 番号 | 訂正請求年月日 | 請求者 | 保有個人情報の内容 | 担当課(課・所) | 決定内容 | 備考 |
|----|------------|-----|---------------------|----------|------|----------------------|
| 1 | H30. 3. 16 | 本人 | 所属長所見等が記載された自己の職員調書 | 人事課 | 非訂正 | (H30. 2. 16 開示請求) |

(4) 利用停止請求

なし

4 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

| 不服申立件数 | | 決定・裁決状況 | | | | 取下げ | 検討中 |
|--------------|-----------|---------|------|----|----|-----|-----|
| 前年度からの審理継続件数 | 本年度不服申立件数 | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | | |
| 7 | | 2 | | 5 | | | |

5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

6 事実の提供件数

なし

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警察官用冬服類及び合服類の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成31年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

| | | |
|---|------------|------|
| ア | 男性警察官用冬服上衣 | 474着 |
| | 〃 冬服ズボン | 733本 |
| | 〃 冬活動服 | 552着 |
| イ | 女性警察官用冬服上衣 | 61着 |
| | 〃 冬活動服 | 69着 |
| | 〃 冬服ベスト | 42着 |
| | 〃 冬服スカート | 7枚 |
| | 〃 冬服ズボン | 105本 |
| ウ | 男性警察官用合服上衣 | 523着 |
| | 〃 合服ズボン | 805本 |
| | 〃 合活動服 | 601着 |
| エ | 女性警察官用合服上衣 | 67着 |
| | 〃 合活動服 | 62着 |
| | 〃 合服ベスト | 52着 |
| | 〃 合服スカート | 3枚 |
| | 〃 合服ズボン | 124本 |
| | 〃 制服用ワイシャツ | 303着 |

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア～エの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(1)ア～エの件名ごとに、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (5) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した

者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成31年6月10日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成31年6月11日(火) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を平成31年4月18日(木)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成31年5月10日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. ① Winter jackets for male police officers - 474
② Winter trousers for male police officers - 733
③ Winter workwear for male police officers - 552
2. ① Winter jackets for female police officers - 61
② Winter workwear for female police officers - 69
③ Winter vests for female police officers - 42
④ Winter skirts for female police officers - 7
⑤ Winter trousers for female police officers - 105
3. ① Spring/autumn jackets for male police officers - 523
② Spring/autumn trousers for male police officers - 805

- ③ Spring/autumn workwear for male police officers - 601
 - 4. ① Spring/autumn jackets for female police officers - 67
 - ② Spring/autumn workwear for female police officers - 62
 - ③ Spring/autumn vests for female police officers - 52
 - ④ Spring/autumn skirts for female police officers - 3
 - ⑤ Spring/autumn trousers for female police officers - 124
 - ⑥ Uniform shirts for female police officers - 303
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. May 10, 2019 (Fri.)
- (3) Date of bid opening:
1 : 30P.M. June 11, 2019 (Tues.)
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570
TEL: 025-280-5490
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、整形外科手術器械一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年4月9日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
整形外科手術器械 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年8月30日（金）
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
- (4) 納入場所
新潟県立加茂病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
新潟県立加茂病院経営課
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月16日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年4月23日(火)午前11時00分
新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年4月9日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成31年6月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月16日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年4月17日(水)午前10時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ナースカートの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年4月9日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

ナースカート 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年6月28日(金)及び平成31年7月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立精神医療センター

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業品目「医療機器」または「家具」のいずれかに搭載されている者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページに公開する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月16日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年4月22日(月)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成31年4月9日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成31年5月20日（月）から平成31年5月23日（木）まで並びに平成31年5月28日（火）及び平成31年5月29日（水）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受

講警備業務に従事している者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成31年4月22日（月）及び平成31年4月23日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

平成31年5月13日（月）及び平成31年5月14日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110 (代表)